

下関・梅光学院

# 教員側が全面勝訴

## 労働条件不利益変更巡る裁判 相次ぐ退職者、崩壊が進行

下関市にある梅光学院大学の教員が起した労働条件不利益変更をめぐる第三次裁判の判決が一月一日にあり、教員側が勝訴した。第一次・第二次いずれも教員側の全面勝訴となっている。一月二九日に支持者に対する報告会があり、裁判の結果とともに梅光学院の現状が報告された。

教員たちが提訴したの職金の大幅な切り下げは、二〇二六年四月一日におこなったことについて、合意形成しないまま給与・退職給付規定を変更し、本俸の大幅な切り下げ、通勤・住宅・扶養手当の切り下げや廃止、退職金大幅な切り下げを

同学院ではその前年の二〇一五年、中高の四〇歳以上のベテラン教員に対し、人材コンサル・フレイアアカデミーを使っ

た圧迫研修や退職勧奨をおこない、一四人もの教員が精神的に追い込まれ、学院を去った。これと同時に進行で大学では給与・退職金規定の変更を進め、辞めなければ退職金が減るなどの形で退職

を促している。今年度からは「日本語・日本文化専攻」が「国際教養専攻」になった。しかし今年度の入学者は定員三〇〇人に対し二〇〇人ほど定員割れとなっている現状にある。大学関係者によると、以前は博物館課程、図書館司書課程、書道課程があり、教員免許にプラスして専門の資格を取

得ることができてきたが、現在はこれらがすべて廃止され、取得できる資格は中高校の英語、小学校教諭、保育士、幼稚園教諭免許のみ(国語の教員免許は二年生まで)になっているとのことで、学生募集の売りになっていた「資格取得」という面から

問題が表面化してから七年が経過した梅光学院大学をめぐるのは、現経営陣の「改革」の過程で専任教員が次々雇い止めされていなくなり、教育体制の崩壊は年々深刻化している。長い伝統を持つ文学部はその面影を残さないほど学部や専攻の改編がおこなわれてお

動費をおこない、大学でも同年、教員一人が退職に追い込まれている。二〇一六年の労働条件の変更をめぐることは、大学教員たち一〇人が二〇一七年に集団で提訴したのを皮切りに、第二次訴訟では一人が、第三次訴訟では一人が同様の訴訟を起してきた。学院側は二〇一〇年後に流動資産が枯渇するなど、労働条件切り下げの正当性を主張してきたが、裁判

の過程で当時、大幅な給与切り下げをおこなうほどの危惧的な経営状況ではなかったことが明らかになっている。

原告の教員たちは、金銭面の問題にとどまらず、現経営陣の学校運営が、教育や言論の場としての大学や教育機関としての中高校を破壊していることに強い危機感を持って提訴に踏み切り、今に至っている。報告会で

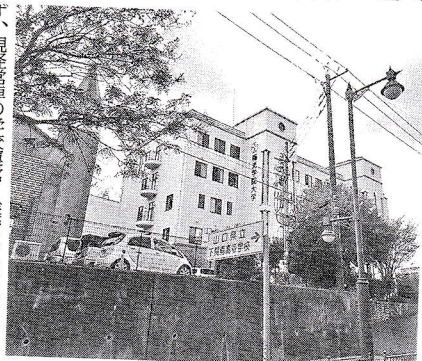
四〜六月の三カ月間だけでも休職六人、退職二〇人、退職届の提出が二人にのぼるなど、異常事態になっている状況が語られている。

このなかで、これまで経営陣の「改革」方針に従ってきた職員が辞めさせられるケースも出てきているという。教職員を監視する側にいたはずの男性職員は、昨年末ごろから窓のない個室に一人入れられ、教職員にはその部屋に行かないよう通達が下りたという。朝・昼・夕方の一、二回、理事長から二人から怒号も飛ばすような雰囲気でも追ら

れていたという目撃情報もあり、結果的に一月月

ほどで退職していったという。また、これまで尽くしてきたはずの女性職員も退職届を出しているといわれている。昨年七月末には、本間政雄理事長が、樋口紀子前学院長・只木徹専務理事(当時)に対する批判の文書を残して辞任するできごともあり、経営陣内部も軌轢が生じている模様だ。

大学教員たちが、二〇一九年に完成したフリーアドレスの新校舎をめぐり、研究や学生対応が困難な施設になっていることについて提訴した裁判も進行しており、二月中旬に証人尋問も予定されている。



梅光学院大学の校舎(下関市)

検挙に立った第三次訴訟原告の教員は、支持者に謝辞をのべたうえで、この訴訟が職場で苦しんでいる人の職場環境改善の一助になれば、これほど嬉しいことはない。

とのべ、一〇〇%勝訴という結果が、現在の梅光学院の経営に問題があることを示している」と指摘した。

また、労働条件の変更にあたっては、労働者過半数代表者の意見聴取を示さないなどとして事実上凍結され、その後学院側から候補者が示されたうえで記名方式でメールに賛否を示すよう求められるなど、適正かつ民主的な手続きをへずに労働者過半数代表が選出され、就業規則の変更が実施された経緯がある。一